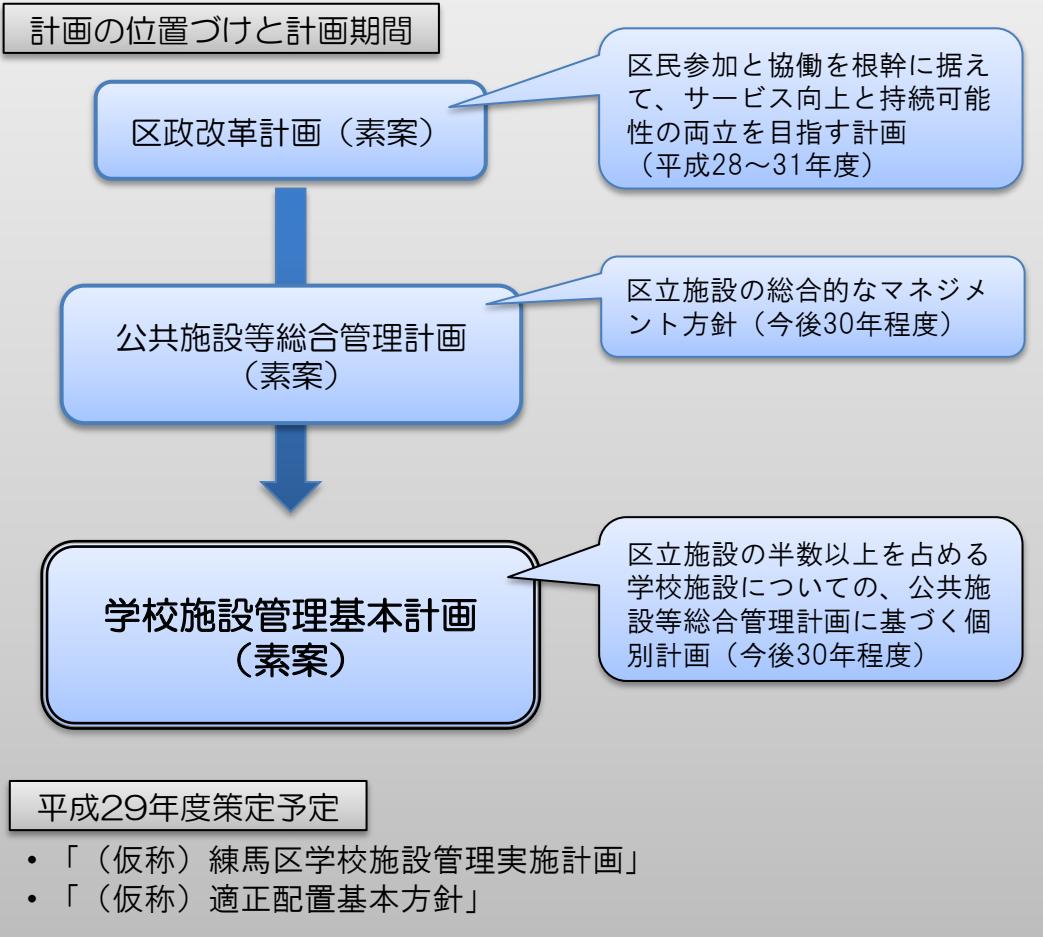
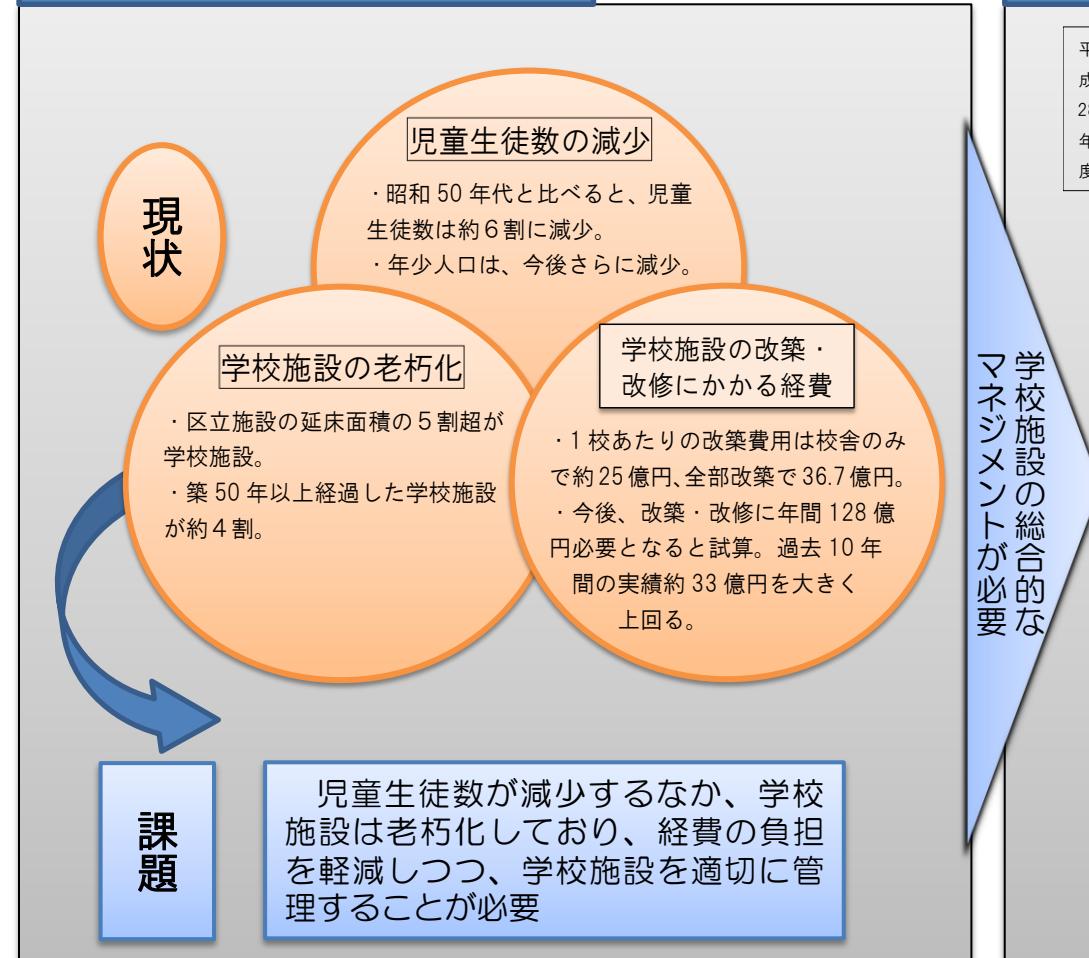


学校施設管理基本計画（素案）概要版

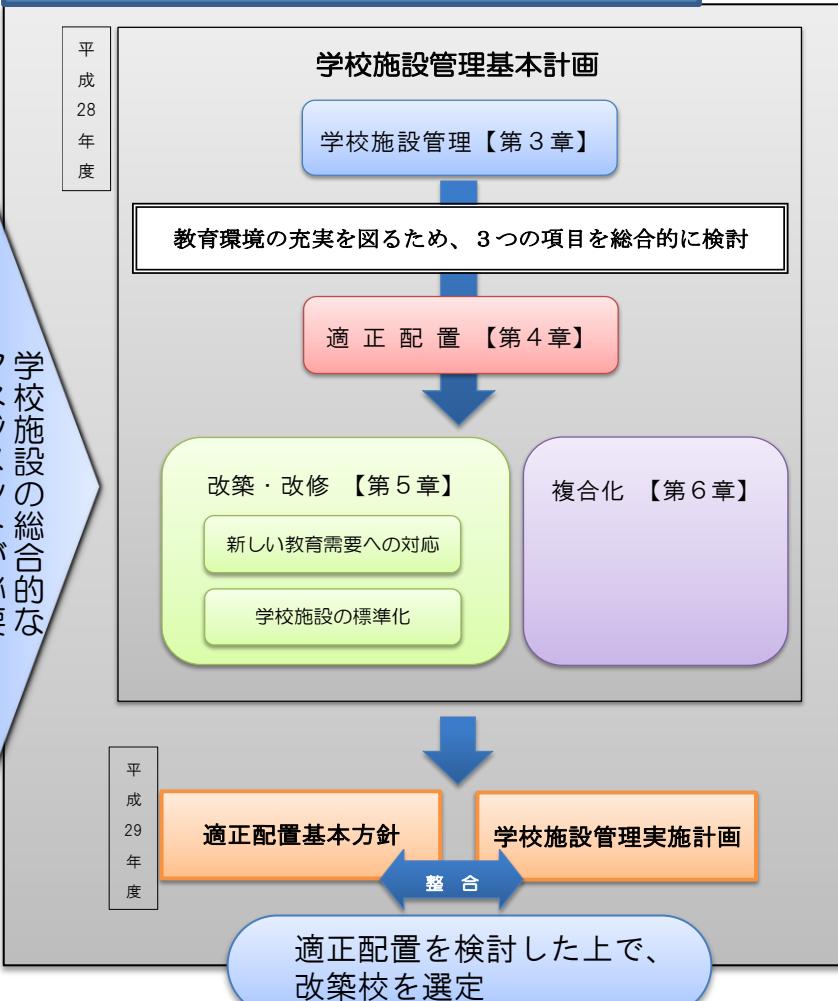
第1章 総論



第2章 学校施設の現状と課題



第3章 学校施設の管理に関する方針



第4章 区立小中学校の適正配置の考え方

適正配置の必要性

- 【過小規模校】**
- 集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向
- 【過大規模校】**
- 教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、校外授業の見学場所が制限
→児童生徒が良好な教育環境の中で学び、成長できるよう、学校の適正配置を進める必要

適正配置のあり方

- 適正規模の学級数の基準は、「12～18学級」
※国の基準では、学級数の標準規模を、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」（学校教育法施行規則第41条）

適正配置の進め方

- 【過小規模校】**
- 統合・再編を基本に検討
 - 概ね2年間の準備期間を設けたうえで実施
 - 新たな通学距離は、小学校1,000m、中学校1,500mを目安
- 【過大規模校】**
- 通学区域の変更を基本に検討
 - 概ね1年間の準備期間を設けたうえで実施

第5章 改築・改修の考え方

学校施設の目標使用年数

- 公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の目標使用年数を原則80年、改修周期を20年

多様な教育活動に応える学校施設

- 学習意欲・学習動機が生まれるように整備し、小中一貫教育や習熟度別学習、ICT学習への対応など、学習環境を充実

改築の基本的な考え方

- 財政負担を平準化するため、適切な点検と必要な改修を行いつつ、概ね年間2校ずつ計画的な改築を実施

改築の順序

- 適正配置を検討した上で、小中一貫教育校の設置計画、建築年数、施設の老朽化の程度等を、総合的に考慮して改築の順序を検討

学校施設の標準化

- どの学校も、同水準の教育環境を確保した上で、今後の学校施設に求められる機能を充実
- 1校あたりの改築費用を抑制するために、シンプルでコンパクトな学校施設をめざし、学校施設の標準化を推進

改修の考え方

- 20年ごとを目途に、外壁、屋上防水および電気・機械設備等の改修工事を実施

学校施設に求められる機能

- 災害時の避難拠点、エネルギー対策、緑化など学校施設に求められる機能を整備

第6章 複合化の考え方

基本的な考え方

- 防災備蓄倉庫、「ねりっこクラブ」、周辺区立施設などとの複合化を推進